

鹿児島県の最低賃金

令和7年11月1日から1,026円に改定されました!

最低賃金とは働くすべての人に、賃金の最低額を保障する制度です。

これまでの953円から
73円アップ!



最低賃金・賃上げについての
さまざまな疑問にお答えします！

Q1 最低賃金ってどうやって決まるの？

A 地方最低賃金審議会(本県では鹿児島地方最低賃金審議会)において、国の中最低賃金審議会が提示する引き上げ額の目安を参考にしつつ、地域における「労働者の生計費」「労働者の賃金」「事業者の支払い能力」の3つの要素を考慮して決められます。

Q2 最低賃金の引き上げでどんな影響があるの？

A 最低賃金の引き上げは、労働者の生活水準の維持・向上や人材の県外流出防止、消費拡大による景気の好循環に繋がることが期待されています。一方で、中小企業・小規模事業者では、人件費が増えることで厳しい経営環境となることも想定されます。

ちゃんとチェック!

最低賃金

国においても、中小企業・小規模事業者の皆さまの賃金引上げを支援する「業務改善助成金」などの施策があります。

▲最低賃金に関する特設サイト
▲賃金引上げ特設ページ
▲最低賃金に関するお問い合わせは鹿児島労働局

QRコード

Q3

経営環境が厳しくなる企業のために
県はどのような支援をしているの？

A

企業が賃上げを進めるためには、生産性の向上や適切な価格転嫁により、賃上げの原資を確保する必要があります。県では、製造業・サービス業における自動化・省力化や中小企業のDX化などの生産性向上等の取組を集中的に支援しており、延べ1,400社以上の企業に支援を行ないました。今年度も約10億円を予算計上して集中的に支援しています。そのほか、円滑な価格転嫁を促進するための企業向けセミナーの開催や価格交渉の資料を簡易に作成できるツールを県ホームページに掲載しています。

賃上げに向けた中小企業・小規模事業者への県の具体的な支援施策は、こちら▶



Q4

経営改善や価格転嫁に取り組みたいけど
気軽に相談できる窓口はないの？

A

鹿児島県よろず支援拠点（カゴよろ）では、専門家が売上拡大や経営改善などの相談に無料で応じています。このうち「価格転嫁サポート窓口」では、原材料価格や労務費などのコスト上昇分を適切に価格に上乗せするための原価管理・価格設定の方法や取引先との価格交渉の進め方などの相談を受け付けています。

このほか「下請かけこみ寺」では、取引上の悩み事について相談に応じています。

カゴよろ
☎099(219)3740

下請かけこみ寺
☎0120(418)618



〈問い合わせ先〉>>> 雇用労政課 099-286-3017

便利が広がる！デジタルのチカラ！

■ キャッシュレス・オンラインで手続きがもっと便利に！

○県では、電子申請での手続きにおける手数料や県税の納付などがキャッシュレスでできます。

④ 3つのメリット

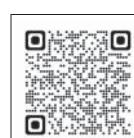
- ✓ 自宅やオフィスから納付可能
- ✓ PCやスマホで簡単お手続き
- ✓ 現金の準備が不要！

○申請などの行政手続きや県との契約がオンラインでできるサービスも行っています。

④ 電子契約サービス(オンライン)により下記のものが不要です！

- ✓ 印紙税
- ✓ 契約書の印刷・製本
- ✓ 押印
- ✓ 契約書の持参や発送

出張先でも
スマホで
利用可能！



県HP▲
電子申請
システム



県HP▲
電子契約

ますます便利になったマイナンバーカード！

住民票のコンビニ交付など便利な機能満載のマイナンバーカード。マイナ保険証・マイナ免許証としての利用に加え、救急隊員が傷病者のマイナ保険証を活用し医療情報等を把握できる「マイナ救急」としての利用も可能となりました。

更新手続きをお忘れなく！

マイナンバーカードは、平成28年の交付開始から間もなく10年を経過するため、多くの方に更新時期が訪れます。有効期限の2～3か月前に「有効期限通知書」が送付されますので、更新はお早めに！

マイナカードには2つの有効期限があります！

ICチップ内の電子証明書：5年ごとに更新が必要
カード本体(含写真)：10年ごとに更新が必要



▲デジタル庁HP
マイナンバーカード
の更新

紙の保険証の有効期限は(最長)令和7年12月1日まで！

その後は、「マイナ保険証」または「資格確認書」を医療機関等の窓口で提示してください。



▲県HP
マイナンバーカード
の健康保険証利用

〈問い合わせ先〉>>> デジタル推進課 099-286-2389